

省エネルギー性能評価法検討委員会  
令和4年4月1日

コンタクトポイント（省エネ基準）の提案要領

●建築物省エネ法における省エネ基準の概要

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」（平成27年法律第53号）における省エネルギー基準（省エネ基準）とは、建築物が備えるべき省エネルギー性能（省エネ性能）の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準から構成されています。

一次エネルギー消費量基準は住宅・建築物ともに適用され、一次エネルギー消費量が基準以下となることが求められます。外皮基準については住宅のみに適用（建築物は誘導基準において適用）され、外皮（外壁、窓等）の表面積あたりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となることが求められます。

算出告示（※1）に基づき算出され、住宅・建築物における高性能な外皮や設備、太陽光発電等の技術によって省エネ性能の向上を図り、基準値を満たすかどうかの評価がなされます。

※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年1月29日国土交通省告示第265号）

参考：建築物省エネ法のページ

（[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)）

●コンタクトポイント（省エネ基準）とは

建築物省エネ法の省令、告示等に定められた技術基準については、研究や技術開発の進展等に応じて、継続的かつ迅速に適切な見直しを行う必要があります。このため、民間事業者等からの新技術等に対応した基準等の整備・見直しの提案を受け付けることとしています。

なお、コンタクトポイントは技術基準の高度化、合理化に向けた技術提案を受け付けるものです。現行基準の評価方法に関する質問は、省エネサポートセンターにお問い合わせください。

＜省エネサポートセンター＞ [https://www.ibec.or.jp/ee\\_standard/support\\_center.html](https://www.ibec.or.jp/ee_standard/support_center.html)

●提案の対象

コンタクトポイント（省エネ基準）では、建築物省エネ法の省令、告示等に定められた技術基準等の整備・見直しが必要と考えられる、住宅または非住宅に導入することを目的とした新技術等が対象となります。提案の際には、原則として、JIS規格等の省エネ性能に係る性能等が確認できること、技術的な根拠が明示されていることが必要となります。

なお、以下の場合は提案の対象となりません。

- ・建築物固有の特殊条件が必要となる省エネ技術に関する提案
- ・商品名称を冠した提案

### ●提案書の作成方法

様式（別紙1）に記入し、提案書を作成してください。

「提案名」「提案者氏名等」「建築物省エネ法における関連条文・告示等」「提案内容」「提案に係わる技術的根拠」「その他、補足説明等」について、現時点での省エネ基準の評価方法を示す算出告示（※1）や公開物（※2）を参考に、以下の記入の留意点をご参照の上、ご記入ください。

※2 算定方法・入力方法・審査方法に基づいた評価を運用するために公開する文書、プログラムおよびWebサイト等をいい、技術情報（※3）、プログラム、サブツール、マニュアル（非住宅）／ヘルプ（住宅）、補足資料、Webサイト等を含みます。

※3 建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報（<https://www.kenken.go.jp/becc/>）

なお、記入に際しては、別紙1の記入例も参考にしてください。

#### <記入の留意点>

- ・提案について、住宅、非住宅で該当するものを、○で囲って下さい。住宅・非住宅共通の場合には、両方を○で囲ってください。
- ・「提案名」について、原則としてコンタクトポイント（省エネ基準）のWebサイトにて検討結果とともに公開されます。「提案者氏名等」の個人情報は公開されません。
- ・「提案に係わる建築物省エネ法の条文・告示等」について、提案が条文・告示・技術情報等のどの部分に該当するか具体的にご記入ください。
- ・「提案内容」について、下の項目が含まれるようご記入ください。
  - ① 対象となる省エネ技術・評価方法及び公開物における該当ページ等
  - ② 見直し内容（修正概要・追加等）
  - ③ 省エネ性能を確認できるJIS（日本産業規格）や相当する規格（規格策定予定のものはその時期）、もしくは学術的に確認された資料等
- ・「提案の技術的根拠の要旨」について、省エネ性能を確認できるJISや相当する規格等に基づいて得られた省エネ性能の評価結果等と見込まれる建築物の省エネ効果等を具体的かつ定量的にご記入ください。

- ・「その他、補足説明等」について、提案に至った背景・経緯、規格化に向けた準備状況の見込みや学識者の協力可能性等の参考となる説明をご記入ください。なお、提案内容と関係ない事項についてご記入いただいても考慮されません。
- ・提案1件につき、提案書1枚(A4版)を原則とします。
- ・提案書に付随して必要な資料がある場合は、別添してください。

### ●提案書の送付先

- ・作成した提案書は、e-mailで下記のアドレスへ送付してください。
- ・なお、e-mailでの提出に限ることとし、電話・郵送・来訪はご遠慮ください。

送付先：コンタクトポイント（省エネ基準）事務局 宛

e-mail : [contact-p@ibecs.or.jp](mailto:contact-p@ibecs.or.jp)